定　　款

第　1　章　　総　則

第1条（商号）

当会社は、レオス・キャピタルワークス株式会社と称し、英文では RHEOS CAPITAL WORKS Inc.と表示する。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（1） 金融商品取引法に規定する金融商品取引業

（2） 前号のほか、金融商品取引法により前号の業務を行なう者が営むことができる業務

（3） その他金融商品取引業に関連する業務

（4） 各種企業の経営政策、財務政策、株主政策、企業イメージに関する調査、コンサルティング業務

（5） 投資・財務・経済に係るセミナー・イベントの企画、運営および開催

（6） インターネットを利用した企業情報等の提供および情報収集などに関する企画、制作、運営業務

（7） 出版業務

（8） 前各号に附帯関連する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条（機関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

（1） 取締役会

（2） 監査役

（3） 監査役会

（4） 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。

第 2 章　　株 式

第 6 条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、48,000,000 株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）　会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）　会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

（３）　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章　　株 主 総 会

第 12 条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに、随時これを招集する。

第13条　（定時株主総会の基準日）
　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。

第 14 条（招集権者および議長）
　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条（電子提供措置等）
　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 16 条（決議の方法）
　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。
２　会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行なう。

第 17 条（議決権の代理行使）
　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第　４　章　　取締役および取締役会

第 18 条（員数）
　当会社の取締役は、10 名以内とする。

第 19 条（選任方法）
　取締役は、株主総会において選任する。
２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 20 条（任期）
　取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第 21 条（代表取締役および役付取締役）
　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
２　取締役会は、その決議によって、取締役社長１名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

第 22 条（取締役会の招集権者および議長）
　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第23条（取締役会の招集通知）
　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第24条（取締役会の決議の省略）
　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第25条（取締役会規程）
　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 26 条（報酬等）
　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 27 条（取締役の責任免除）
　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第　５　章　　監査役および監査役会

第 28 条（員数）

当会社の監査役は、５名以内とする。

第 29 条（選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

第 30 条（任期）

監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 31 条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 32 条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第 33 条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 34 条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 35 条（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第　６　章　　会計監査人

第 36 条（選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第 37 条　（任期）

会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 38 条（会計監査人の責任免除）

当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第　７　章　　計　算

第 39 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの１年とする。

第 40 条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第 41 条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。

２　当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

３　前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 42 条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

本定款は、2003 年４月 14 日から実施する。

この改正は、2003 年９月１日から実施する。

この改正は、2004 年６月 22 日から実施する。

この改正は、2006 年６月 14 日から実施する。

この改正は、2007 年６月 20 日から実施する。

この改正は、2008 年６月 25 日から実施する。

この改正は、2009 年２月４日から実施する。

この改正は、2009 年８月１日から実施する。

この改正は、2014 年６月 27 日から実施する。

この改正は、2015 年６月 29 日から実施する。

この改正は、2015 年９月 29 日から実施する。

この改正は、2016 年６月 29 日から実施する。

この改正は、2017 年６月 29 日から実施する。

この改正は、2017 年８月１日から実施する。

この改正は、2018 年８月 10 日から実施する。

この改正は、2018 年８月 29 日から実施する。

この改正は、2022 年６月 27 日から実施する。

この改正は、2022 年９月 30 日から実施する。

この改正は、2023 年６月 27 日から実施する。

この改正は、2023 年 11 月 21 日から実施する。